

対象 当所 会員 参加費 無料

定員 各回100名 形式 オンライン

記載のセミナーは会員限定です

現在非会員の方のご受講は事前のご入会が必要です
《年会費》個人事業主 9,000円
法人 15,000円～(資本金により異なります)

※セミナー申込ページにて「セミナー申込・入会申込書同時請求ページ」
がございます。入会手続きには日数がかかりますので、お早め上記
請求ページをご確認ください(各セミナーの申込期限間近での入会手
続きは間に合わない場合がございます)

これからはじめる生成AI比較セミナー ～ ChatGPT、Gemini、Copilotについて～

【日 時】 2024年 8月27日(火) 14:00～16:00
【内 容】 ・生成AIをシーンによって使いわける？
・それぞれの生成AIの長短所とは…
・Webライティングに利活用する
・文章やキャッチコピーの活用事例
・画像生成AIの活用事例

申込は
こちら



【申込期限】 8月23日(金) 17:00
※入室URLは8月26日(月)送付予定

これからはじめるChatGPT×Webライティングセミナー ～WebライティングはAI(人工知能)との共同作業の時代へ～

【日 時】 2024年 9月10日(火) 14:00～16:00
【内 容】 ・これからのWebライティングに必要なことは？
・Webライティングプロンプトとは？
・必要な要素とプロンプトの形式について
・編集プロンプトについて
・出力形式をプロンプトでコントロールする

申込は
こちら



【申込期限】 9月6日(金) 17:00
※入室URLは9月9日(月)送付予定

ECサイト×AI利活用セミナー ～商品説明やプロモーション画像もお任せ～

【日 時】 2024年 9月17日(火) 14:00～16:00
【内 容】 ・GPTsを利活用して時短で作成する
・Canva公式カスタムGPTを利用して画像作成する
・商品のペルソナ設定を組み入れた文章を作成する
・ECに必要なプロンプト事例紹介
・GPTsを作成する

申込は
こちら



【申込期限】 9月12日(木) 17:00
※入室URLは9月13日(金)送付予定

▶申込期限は厳守でお願いいたします

▶各セミナーはアーカイブ配信は行いません

講師

(株)セブンアイズ 代表取締役
瀧内 賢 氏



(SEOコンサルタント/Web集客プランナー
/福岡商工会議所や他多数の支援機関の登録専門家/著書に
「これからのAI×Webライティング本格講座 ChatGPTで
超時短・高品質コンテンツ作成」等、11作の商業出版)

主催

福岡商工会議所 中小企業振興グループ
TEL 092-441-1146

申込は上記QR または 当所ウェブサイトのセミナー掲載ページから

福岡商工会議所 セミナー

※セミナー掲載ページ内で日付やタイトルで
絞込検索をかけることができます

取引適正化 オンライン説明会 推進相談窓口

中小企業においては、人件費や原材料・エネルギー価格の高騰に、取引価格が追いついていない状況です。福岡商工会議所では、これらの課題を解決するためにオンライン説明会の開催および相談窓口の開設をいたします。この機会に取引適正化を通じて経営力の強化に取り組みましょう！

■こんなお悩みをお持ちの方はぜひご利用ください！

- ◇取引先に価格交渉・転嫁に応じてもらえずお困りの方
- ◇価格交渉をどう行ってよいか分からない方
- ◇中小企業庁などで公開されている価格交渉ツールの使い方が分からない方
- ◇取引適正化によって、賃金を上げる環境を整備したい方



(1)取引適正化オンライン説明会

【日時】 毎月第2・第4水曜日(10:30~12:00)
※実施期間:令和7年1月22日まで ※5月のみ5/23(木)

【形式】 オンライン(Zoom)

【対象】 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

【費用】 無料

【内容】 ・値上げに対する消費者の動向
・利益と価格の構造
・適正価格の設定方法
・価格交渉・価格転嫁状況速報
・価格転嫁のポイント(交渉に関わる基本知識)
・各業界の事例

【申込】 下記URLまたは右記QRよりお申込みください

(<https://www.fukunet.or.jp/fcci-events/event-2025-01-002/>)

【お問い合わせ】 TEL 092-441-1146 (福岡商工会議所 中小企業振興グループ)



◀ オンライン説明会
申込ページ

(2)取引適正化推進相談窓口

【日時】 毎月第2・第4水曜日(13:00~16:00 ※1社1時間)
※開設期間:令和7年1月22日まで ※5月のみ5/23(木)

【場所】 福岡商工会議所 2階

【対象】 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

【費用】 無料

【内容】 取引適正化でお困りのこと全般(交渉方法、価格交渉ツールの使い方等)

【予約】 TEL 092-441-2161 (要・事前予約) (福岡商工会議所 東部/中央オフィス)



【主催】福岡商工会議所

【共催】福岡県よろず支援拠点

【お問い合わせ】

〈説明会〉 中小企業振興グループ TEL 092-441-1146

〈窓口予約〉 東部/中央オフィス TEL 092-441-2161

事前
予約制

福岡商工会議所の無料経営相談窓口

・秘密厳守
・オンライン相談可能

相談窓口の
ご利用の前に
チェック！

- 原則として、福岡市内で事業を行っている方、創業を予定されている方であれば、法人・個人事業主を問わずご利用いただけます。
- 相談内容に関する資料などございましたら、可能な限りご用意ください。

(R6.6.14現在)

ご相談の内容	相談員	開設日	開設時間 (休憩:12時~13時)	場所	予約電話番号 お問い合わせ
◆まずは、相談したい◆				東部、中央 南部、西部 各オフィス	中小企業経営支援部 【東部オフィス、中央オフィス】 092-441-2161 (東区、博多区、中央区) 【南部オフィス】 092-562-4117 (南区) 【西部オフィス】 092-831-4151 (城南区、早良区、西区)
公的融資、補助金、経営全般	当所経営指導員	月~金曜日	9:00~17:00		
◆経営力強化 特別相談◆					
経営戦略、事業承継	中小企業診断士	第1・第3月曜日	10:00~16:00		
資金繰り、収益改善	経営コンサルタント	第2・第4金曜日	10:00~16:00		
◆取引適正化推進相談◆					
取引適正化	中小企業診断士および 福岡県よろず支援拠点専門家	第2・第4水曜日	13:00~16:00 (※10:30~12:00 オンライン説明会)		
◆課題別 専門相談◆					
経営全般 (創業、経営革新等)	中小企業診断士	月~金曜日	9:30~17:00 (一部10時~16時)		
販路開拓・拡大	経営コンサルタント	毎月1回 (不定期)	10:00~16:00		
税務・財務	税 理 士	毎週火曜日	9:30~17:00		
		第3月曜日	10:00~16:00		
雇用・労務 (雇用主側の相談)	社会保険労務士	毎週木曜日	9:30~17:00		
		第2月曜日	10:00~16:00		
人材採用・定着	キャリアコンサルタント	第1・第3木曜日	10:00~16:00		
法律 (事業に関する相談)	弁 護 士	毎週金曜日	10:00~16:00		
IT活用	ITインストラクター	第2火曜日	10:00~16:00		
Web・SNS集客、SEO対策 YOKA-DIGI	SEO・SEMコンサルタント 集客方法コンサルタント	毎週水曜日	10:00~16:00		
		第3金曜日	10:00~16:00		
デジタル化 (業務改善・IT導入等)	YOKA-DIGI ITコンサルタント	第2・第4木曜日	10:00~16:00		
◆当所専門機関による相談◆				会議所ビル 2階	
海外展開	ワンストップ海外展開 相談窓口	月~金曜日	9:00~17:00		
リスクマネジメント	リスクマネジメント専門家	第3木曜日	17:00~20:00		
暴排相談窓口	暴力団など、反社会的勢力とのトラブルについて、 初期対応の方法などのご相談に応じます。			会議所ビル 6階	同相談窓口担当 092-441-1245

上記のほか、相談内容に応じ以下の専門機関をご案内いたします。

■福岡県中小企業活性化協議会 (収益力改善、事業再生、再チャレンジ) ☎092-441-1221

■福岡県事業承継・引継ぎ支援センター (M&A、親族承継等) ☎092-441-6922

《福岡市 特定創業支援等事業(スタンプラリー)について》

当所及び福岡市の経営相談窓口(会議所ビル2階)において、福岡市 特定創業支援等事業(スタンプラリー)の相談助言を受けることができます。

※上記開設日は変更になる場合がございますので、各問合せ先にお問い合わせください。

各オフィスへのアクセス

- ◇ 東部オフィス、中央オフィス (東・博多・中央区担当) 博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2F
- ◇ 南部オフィス (南区担当) : 南区大橋1-23-21
- ◇ 西部オフィス (城南・早良・西区担当) : 早良区西新1-10-27 西新プライムビル4F

相談窓口
ホームページ



オンライン
相談申込



18年ぶり改正!

2024年4月から、全額経費にできる接待飲食費の基準が 1人あたり **5,000円**から**1万円**に倍増!!



社内ルールで取引先との食事代は1人5,000円までになっているけど、今どき5,000円じゃあ・・・

値上げしたいけど1人5,000円を超えると法人のお客様が減ってしまう・・・



実はその基準 **2024年4月から 変わります!**

令和6年度税制改正における交際費課税の特例の改正事項

- 交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限を **5,000円から1万円に引上げ**

交際費等の範囲に含まれず、接待飲食費で全額経費にできるもの

《2024年3月末まで》



1人あたり **5,000円**まで

《2024年4月以降》



1人あたり **1万円**まで

事業年度に関係なく、2024年4月1日以後に支出する
接待飲食費から適用されます!

もし1人あたり1万円を超えてしまった場合は?

交際費800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置（交際費課税の特例）が **3年（2027年3月末まで）延長**されています。
（具体例）取引先との食事（1人あたり**1万円**超）、取引先とのゴルフ、取引先への香典や祝い金 等

改正の背景・よくある質問については **裏面**をご覧ください!



今回の基準引き上げで何が変わるの？

改正の背景

- ✓ コロナ禍以降も伸び悩む法人の飲食需要の喚起
- ✓ 「安いニッポン」と呼ばれるデフレマインドの払拭

が期待され、大幅拡充が実現しました。

接待飲食費を使う企業は…



**取引先の維持・新規顧客の拡大に向けたチャンス！
営業活動に上手く活用しましょう！**



社内規程や慣習で接待飲食費の基準が1人あたり5,000円と
なっていませんか？

飲食店等は…



**客単価引上げによる利益拡大のチャンス！
従業員の賃上げも可能に！**



コース料理等の価格や会合の参加費等について、5,000円基準を
基に設定していませんか？

今回の改正を機に、基準の見直しや社員への周知を行いましょ！

※必要に応じて専門家(税理士や社労士等)とご相談ください

今回の改正を機に、価格設定の見直しや、新メニュー開発を検討しましょ！

経済の好循環で日本を元気に！！

よくある質問

Q

一人当たり1万円を計算する際に消費税は含まれますか？

A

企業によって異なります。

税抜経理を採用している企業であれば、消費税抜きで10,000円まで
税込経理を採用している企業であれば、消費税込みで10,000円まで

交際費課税の特例に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください

税務に関するご相談
お近くの税理士へ

交際費課税の特例など、税務に関するご相談は、
お近くの税理士までご相談ください。



経営改善に関するご相談
商工会議所

経営改善に向けた相談や、専門家派遣等を実施しております。
詳しくは地域の商工会議所までお問い合わせください。

